

## ○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項)

改正後	改正前
<p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条及び第二十三条の九の五において同じ。)の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第一種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。))</p> <p>四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項</p> <p>〔五 略〕</p> <p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号木の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第三号の二及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二</p>	<p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額</p> <p>四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の責任に関する事項</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号木の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。)の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくは</p>

<p>十五條の七において「<u>「役務利用管理システム」</u>という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十條に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五條の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p>	<p>SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十條に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p>
<p>三の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに関して、他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>三の三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの</p>	<p>四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九條第三項の規定を準用する。）</p>
<p>五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項</p>	<p>五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項</p>
<p>〔六〕十 略</p>	<p>〔六〕十 同上</p>
<p>〔2 略</p>	<p>〔2 同上</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四條第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。
- 3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四條第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている二種指定設備設置事業者は、同条の規定に基づき、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、この省令の施行の際、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

